

2025(令和7)年度伊賀市の適正な土地利用に関する条例に基づく適合承認内容等公表データ

1. 基本計画に整合する建築開発事業

	承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
	7 伊都開第50号	伊賀市炊村地内	工場（附属車庫）	工業用地区域の基準に適合する建築開発事業	○	
	7 伊都開第78号	伊賀市猪田地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
	7 伊都開第92号	伊賀市外山地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
	6 伊都開第489変2号	伊賀市治田地内	自動車修理工場	幹線道路沿道区域（幹線道路地区）の基準に適合する建築開発事業	○	
New	7 伊都開第127号	伊賀市川合地内	戸建住宅（附属車庫）	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	
New	7 伊都開第128号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	既存集落及びその周辺区域の基準に適合する建築開発事業	—	

2. 届出のみの建築開発事業（適合通知証交付有）

承認番号	事業の場所	事業の目的	承認条件	敷地面積 3000㎡以上	備考
7 伊都開第 1 号	伊賀市佐那具町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第 4 号	伊賀市四十九町地内	庁舎の増改築等（附属車庫）	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	○	
7 伊都開第 9 号	伊賀市上野西大手町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
6 伊都開第483変 1 号	伊賀市上之庄地内	畜舎の増改築等（廃水処理施設）	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下、拡張する敷地が既存の敷地面積の100分の50以下である建築開発事業 条例附則第 5 項に規定する経過措置対象の建築開発事業	○	
7 伊都開第16号	伊賀市希望ヶ丘東地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
7 伊都開第17号	伊賀市生疏里地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第20号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	条例により適合通知証が交付された宅地分譲地で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
7 伊都開第21号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
7 伊都開第22号	伊賀市炊村地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）	農林漁業を営むために行う建築開発事業	—	
7 伊都開第24号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第27号	伊賀市希望ヶ丘東地内	戸建住宅（附属車庫）	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
7 伊都開第33号	伊賀市陽光台地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第39号	伊賀市上野寺町地内	自動車車庫（付属車庫除く）	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

7 伊都開第43号	伊賀市平野北谷地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第45号	伊賀市佐那具町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第47号	伊賀市楯岡地内	戸建住宅の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
7 伊都開第49号	伊賀市小田町地内	倉庫業を営まない倉庫	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第53号	伊賀市平野北谷地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第54号	伊賀市上野寺町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第55号	伊賀市荒木地内	倉庫業を営まない倉庫（農業用倉庫）の増改築等	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	—	
7 伊都開第56号	伊賀市四十九町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第61号	伊賀市陽光台地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第62号	伊賀市服部町二丁目地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第69号	伊賀市上野車坂町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第72号	伊賀市四十九町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第82号	伊賀市平野中川原地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第90号	伊賀市服部町地内	戸建住宅	広域的拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第96号	伊賀市緑ヶ丘西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	R7. 6. 19変更
7 伊都開第99号	伊賀市千戸地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
7 伊都開第101号	伊賀市緑ヶ丘南町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
7 伊都開第102号	伊賀市上野桑町地内	事務所	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	○	
7 伊都開第96変1号	伊賀市緑ヶ丘西町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	

	7 伊都開第106号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
	7 伊都開第107号	伊賀市小田町地内	倉庫業を営まない倉庫	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
	7 伊都開第113号	伊賀市西明寺地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
	7 伊都開第115号	伊賀市西明寺地内	事務所の増改築等（附属倉庫）	予定建築物等が既存の建築物等と同用途・類似用途かつ予定建築物等の延べ面積等が既存の建築物等の延べ面積等の100分の150（増築の場合は100分の50）以下である既存敷地内で行う建築開発事業	○	
	7 伊都開第116号	伊賀市希望ヶ丘西地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
	7 伊都開第121号	伊賀市千歳地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
	7 伊都開第122号	伊賀市東高倉地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
New	7 伊都開第118号	伊賀市四十九町地内	倉庫業を営まない倉庫・集合住宅（高さ10m以下）・事務所	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	○	
New	7 伊都開第124号	伊賀市久米町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
New	7 伊都開第130号	伊賀市ゆめが丘地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
New	7 伊都開第136号	伊賀市桐ヶ丘地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
New	7 伊都開第142号	伊賀市佐那具町地内	事務所	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	○	
New	7 伊都開第144号	伊賀市島ヶ原地内	戸建住宅	基本区域の郊外住宅団地区域で、区画の変更を伴わない敷地内で行う住宅建築開発事業（戸建住宅かつ高さが10m以下のものに限る。）	—	
New	7 伊都開第145号	伊賀市柘植町地内	戸建住宅	地域拠点等の拠点区域の基準に適合する建築開発事業	—	

New	7 伊都開第146号	伊賀市上野西大手町地内	戸建住宅	既存用途地域の基準に適合する建築開発事業	—	
-----	------------	-------------	------	----------------------	---	--

3. 届出のみの建築開発事業（適合通知証交付無）

事業の場所	事業の目的	事業着手予定日	事業完了予定日	敷地面積 3000㎡以上	備考
伊賀市野村地内	駐車場及び緑地広場	令和7年5月1日	令和7年12月20日	○	

4. 特定開発事業

(1) 認定証・適合通知証を交付した特定開発事業

New	認定番号	承認番号	事業の場所	事業の目的	認定の条件	認定の理由	敷地面積 3000㎡以上	備考
	R06-6	7 伊都開第131号	伊賀市服部町地内	診療所・物販店舗 (薬局)	・目的とする機能を果たす上で、適切な場所であること。 ・周辺の生活環境及び市全体の都市構造に及ぼす影響を考慮し、非効率な都市基盤への投資を生じさせないものであること。 ・服部・西明寺沿道区域の環境や景観の保全に十分配慮し、周囲の環境との調和が図られたものであること。 ・地域の利用に供するものであること。	基本計画の基本方針に反しないものであって、認定申請の手続きに係る意見等に対し配慮していると認められるため	-	

4. 特定開発事業

(2) 不認定を通知した特定開発事業

※ 不認定を通知した特定開発事業は、ありません。